

学校における児童虐待への対応について

—現状と課題—

市川 定子 *

庄司 一子**

問 題

現在、児童虐待に関する問題が深刻化しており、児童虐待の早期発見・早期対応及び児童虐待の被害を受けた児童の適切な保護を行うことは喫緊の課題である。

わが国の児童相談所による児童虐待対応件数は統計を取り始めた 1999 年から増加の一途をたどっており、2018 年は 159,838 件に達し、前年度に比べ 26,060 件増加し、過去最高となった（厚生労働省、2019）。厚生労働省（2020）「平成 30 年度福祉行政報告例の概況」では、被虐待者構成割合の年齢別で比較すると、「7～12 歳」（33.7%）が最も多く、次いで「3～6 歳」（25.7%）となり、さらに、増減率で比較すると、「3～6 歳」、「7～12 歳」が 20.7%と最も多くなっている。このことから、小学生の児童虐待対応が多いことがわかる。相談対応経路別件数は、件数が多い順に、警察等 79,138（49.5%）、近隣・知人 21,449（13.4%）、学校等 11,449（7.2%）、家族 11,178（7.0%）となり、学校等からの相談は 3 番目となっている。学校等とは幼稚園、学校、教育委員会の構成であり、そのうち学校は 10,649 件で一番多く、年齢別で小学生の児童虐待対応が多いことを裏づけるものとなっている。

わが国の児童虐待防止対策の法的根拠は、2000 年に施行された「児童虐待の防止等に関する

法律」（以下「児童虐待防止法」）である（文部科学省、2000）。学校は第 5 条において、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めることが明文化された。しかしながら、重大な児童虐待事件はその後もあとを絶たず、2004 年、2007 年、2016 年、2017 年と児童虐待防止法の改正が行われ、その都度、児童虐待防止に向けた学校における対応が推進されてきた（文部科学省、2004a、2004b、2010）。2016 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）では、学校は、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に努めるものとする、と明記された。さらに、児童虐待防止対策のための総合対策において、学校を含めた警察、病院等の関係機関間の連携強化があげられ、学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進が求められてきた。

このような状況で虐待防止が進められていた中、2019 年 1 月、千葉県野田市で小学校 4 年生の児童が虐待で亡くなる事件が起こった。この事案は、児童が虐待について教員（学校）に訴えたにも関わらず、結果的に児童が亡くなったため、学校、児童相談所の対応が問題視され、文部科学大臣から全国の児童生徒に向けて、子どもたちが安心して周りの大人に相談できるよう、メッセージが発表されるなど異例の事態となった。児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 32 年 4 月 1 日施行）では、児童虐待防止対策の抜本的強化として、学校等における虐待等に関する

* 筑波大学大学院人間総合科学研究科博士課程

** 筑波大学人間系

る対策の強化が盛り込まれた（文部科学省，2019a，2019b，2019c）。

このように学校は，社会や制度の変化に伴い，この20年で非常に重要な役割をもち，児童虐待防止の重責を果たしていかなければならなくなっている。

その役割を果たすためには，これまでの学校の児童虐待の対応に関する研究結果を整理することが必要である。同時に，社会や制度の変化に伴い，明らかとなった様ざまな学校の児童虐待の対応の課題をまとめ，今後学校が児童虐待防止を進めていくための課題を明らかにすることも重要である。

そこで，本研究では，これまでの児童虐待における学校の対応に関する先行研究，及び報告書等をまとめ，児童虐待における学校のおかれている状況，対応の現状や課題を明らかにし，学校が円滑に児童虐待対応できるための今後のどのような研究が必要なのか示唆を得たいと考えた。

目 的

児童虐待に対する学校の対応の先行研究により，児童虐待における学校のおかれている状況，対応の現状や課題を明らかにし，学校が円滑に児童虐待に対応するための今後の研究の方向性の示唆を得る。

方 法

文献の抽出 2019年3月までに発表された児童虐待の国内文献のうち，医学中央雑誌web版 ver 5 のデータベースを用いて，2020年2月に検索した。今回はデータベースのシソーラスに基づき，「児童虐待」とし，「児童虐待」「対応」をベースに「学校」「教員」「養護教諭」それぞれと，さらに，日本情報科学研究所（CiNii）を用いて2007年から2019年3月までの本文がある文献を同様に「児童虐待」「対応」をベースに「学校」「教員」「養護教諭」それぞれと該当する原著論文を検索した。原著論文を対象とし，会議

録，総説や文献研究は検討対象から除外し，研究の目的が児童虐待における学校のおかれている状況，対応の現状や課題を明らかにすることであるため，①児童虐待に対する学校の対応，②学校の虐待対応についての課題，を中心に選択し，さらに医療分野や福祉分野など文献は除くことにした。

分析方法は，研究で明らかになった児童虐待に対する学校の体制や対応に関する対象者の認識や対応の現状，教師が対応の課題としていること部分を抽出した。

分析内容 抽出された論文記述の内容について，意味内容の類似性に基づきグループ化を進め抽象度を高めた。さらに，分析の信頼性は，共同研究者間で検討を重ね，その確保に努めた。

結 果

医学中央雑誌 web 版 ver 5 のデータベースを用いて会議録，総説や文献研究は検討対象から除外し，原著論文を検索した。その結果，「児童虐待」「対応」をベースに「学校」では52件，「教員」では23件，「養護教諭」では12件，それらの論文を合わせて重複論文を除き61論文抽出された。その中から，医療分野や福祉分野などの論文は除き，児童虐待における学校のおかれている状況，対応の現状や課題を明らかにすることであるため，調査対象者が学校の教員であるものを選択した。ただし，調査対象者が教育分野以外の職種や資料等であっても，研究内容が学校の対応に関わる論文は分析対象に含めた。また，学校以外の学童保育やスクールソーシャルワーカーなどの論文や学生に対するカリキュラム開発の研究や学生への調査は除外し，15論文を抽出した。

同様に，日本情報科学研究所（CiNii）を用いて本文がある論文を抽出した結果，「児童虐待」「役対応」をベースにした「学校」では30件，「教員」では13件，「養護教諭」では9件，で重複論文を除き40論文が抽出された。これらの中から，前述と同様に研究目的に合う14論文を抽出した。先に，抽出した15論文と今回抽出し

た 14 論文との重複論文を除いた結果、18 論文となり、対象論文はその 18 論文を分析対象とした。

1 分析対象論文 (Table 1)

分析対象となった 18 の論文を、時系列に実施者、発行年、対象者、方法、結果を Table1 に示した。

(1) 論文数の年次別推移

発表論文数の推移を年次別に見ると、2007 年が 3 件、2008 年が 1 件、2009 年が 1 件、2012 年が 1 件、2013 年が 2 件、2014 年が 1 件、2015 年が 4 件、2017 年が 2 件、2018 年が 2 件、2019 年が 1 件であった。

全体的に児童虐待の論文は増加している。しかしながら、学校の児童虐待対応の研究論文数は、その後防止法改正などが続いていることを考えると、2007 年度以降見いだされるが、決して研究は増えているとは言えない状況である。

(2) 研究方法

研究方法としては、量的研究として質問紙調査による研究数が 11 件 (以下番号のみ) (論文番号 1, 2, 3, 4, 5, 8, 12, 14, 15, 16, 18 ; 以下番号)、質的研究として、半構造化面接による研究が 4 件 (論文 7, 9, 10, 11)、記録物による資料分析の研究は 3 件 (論文 6, 13, 7) であった。

質問紙調査による研究が多く、全体の 61.1% になる。

(3) 対象者

研究方法で対象者をみると、質問紙調査を用いた論文 11 件のうち、小学校の教員のみが対象者であったのは 5 件 (論文 3, 5, 8, 12, 16)、そのうちの生徒指導担当教諭または生活指導担当教諭を対象とした論文は 1 件 (論文 3)、養護教諭が対象となっているのは 2 件 (論文 5, 8) であった。中学校の教員が対象者であったのは 1 件 (論文 2)、各種学校混合の教職員が 3 件 (論文番号 1, 4, 18)、教員以外を対象とするものは 2 件 (論文 14, 15) であった。

質的研究の半構造化面接による研究 4 件のすべての調査対象者が小学校の教員 (論文 7, 9,

10, 11) であり、そのうちの 3 件 (論文 7, 9, 11) は養護教諭が対象であった。

記録物による研究 3 件は中学校の教員を対象としたものが 1 件 (論文 13) であった。

校種別でみると、学校以外の 4 件を除き、小学校が 9 件 (論文 3, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 16)、中学校が 2 件 (論文 2, 13)、各種学校混合は 3 件 (論文 1, 4, 18) であった。

小学校が全体の半分以上を占め、各種学校混合であっても、小学校の教員の回答者が一番多い傾向にあった。

2 研究結果の整理

児童虐待に対する学校の体制や対応に関する対象者の認識や対応の現状、教師が対応の課題の視点で、18 の論文で明らかになったことを抽出し、意味内容の類似性に基づきグループ化を進め抽象度をあげ、「社会や制度の変化に伴う児童虐待における学校現場の変化」、「学校における児童虐待の対応の現状」「学校における児童虐待対応のための課題」の 3 つの項目が整理できた。

(1) 社会や制度の変化に伴う児童対応における学校現場の変化

学校は社会や制度の変化に伴って、この 20 年で非常に重要な役割をもつことになった。

18 の論文の中から経時的に児童虐待に対応する①学校の連携体制、②児童虐待への認識③対応を経験した教員の割合の推移、を比較した。

①児童虐待に対応する学校の連携体制

福岡・郷間・戸松・稲垣 (2007) は、平成 11 年と平成 16 年に実施した調査結果と比較し、担任や管理職などから相談を受けた生徒指導担当教諭は 10.2% から 35.2% に、相談した経験がある生徒指導教諭も 16.9% から 33.0% に増えていた。一方、対応システムがあると回答した学校は、40.7% から 86.4% へと大幅に増加していた。さらに、連携した学校は 10.2% から 21.6% に増え、他機関との連携を経験した学校は 18.6% から 36.4% へと増えていた。このことから、小学校では虐待への関心や理解が高くなり、組織的に対応し児童虐待に対応する学校の

Table 1 児童虐待における学校の対応の研究

NO	実施者	目的	対象者	実施方法	明らかになったこと	今後の課題
1	岩崎・子安・伊藤(2007)	教員の児童虐待問題に対する認識の実情を明らかにするとともに、学校現場での児童虐待事例への対応の実態を検討する。	幼稚園、保育園、小学校、中学校、特殊教育諸学校に勤務している教員153人	記述式質問紙調査	虐待を受けた子どもが在籍する学校に勤務経験教員は41.8%であり、児童虐待の認識は、多くの教員に一定程度の周知された。教員153人中、虐待対応経験教員は53人で虐待事例を実際に経験・担当した教員の内、他の関係機関に連絡または通告した教員は21人であった。	虐待の発見が必ずしも関係機関への連絡・通告、さらに連携・協力にはいっておらず、学校と関係機関との連携のあり方について検討する必要がある。
2	田中・長友・藤田・横山(2007)	虐待に対する教師の意識について、虐待に関する学校の現状、教師が虐待と判断する事例、ストレスの状況等との関連で検討する。	中学校教員	記述式質問紙調査	校種、性別、ストレスの高低、学級担任の有無、被虐待児の担任経験、虐待に関する研修への参加経験、学習経験により虐待の判断に影響し、小学校と中学校では教師の虐待の対応が異なつた。家庭に対しての対応は多くの教師が苦慮していた。	虐待の判断に影響する要因は、性別、被虐待児の担任経験が大きく、子どもに関することや虐待に関する知識の有無が大きく関係した。
3	福岡・郷間・戸松・福垣(2007)	不適切な養育を受けている児童を発見した際の校内の対応および他機関との連携、教職員の関する認知等の必要性について明らかにし、今後の課題を検討する。	兵庫県内の国・公立小学校159校生徒指導担当教諭または生活指導担当教諭	記述式質問紙調査	対応するシステムは86.4%の学校にあり、生徒指導委員会であった。児童の相談を受けた経験がある教諭は35.2%であり、他校との連携は21.6%、他機関との連携は36.4%が経験し、通告・発見の義務は90%以上が認知していた。虐待に関する研修は88.6%が必要とし、基本的な知識を求めている。	平成11年の調査結果と比較すると、いずれも増加し、小学校では虐待への関心や理解が高くなり、組織的に対応し連携の輪の広がっていた。
4	西原・原田・山口・張(2008)	子ども虐待防止にむけて保育所、学校等の役割と課題を明確にする。	A市の要保護児童対策地域協議会が保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員	記述式質問紙調査	児童虐待防止の課題として、教職員全体に行き渡る研修システムの構築の「研修や知識面」の課題と、通告の認識の普及、通告に関わる法律の周知等の「通告に関する課題」、要保護児童対策地域協議会の認知度の上昇、児童虐待問題に対応できる専門職配置等の「関係機関との連携に関する課題」があった。	
5	音・谷本(2009)	石川県内の養護教諭の児童虐待に対する意識や経験を明らかにし、児童虐待の早期発見・介入に向けての対策を検討する。	県内の小学校237校に勤務する養護教諭	記述式質問紙調査	児童虐待と関わった経験は約5割、虐待を疑った経験は約7割で、保健室で身体的な外傷等から疑ったケースが多く、ほとんどの養護教諭が関心が高く早期発見の役割があるとし、虐待への介入は他の教職員や関連機関との連携が必要と考え、保護者への対応や虐待の判断、関連機関との連携等の困難があった。	研修や教育等の受講経験が虐待の早期発見につながる。
6	羽間・保坂・小木曾・小野寺(2009)	事例により学校及び教職員の着目が求められるポイントを抽出し学校がもつべき情報を考察し、学校及び教職員の対応のあり方を考えていくための事例検証に必要な情報は何かを提示する。	地方公共団体の学齢期児童虐待死亡事例検証報告書4事例	資料分析	死亡事例の検証報告書の検証により、転入や転校、長期欠席と学校教員の接触困難が明らかになり、学校は転入・転校の前あるいはその間の情報を得ること、接触困難な長期欠席児童生徒の事例では、緊急介入が必要であるという認識を持つことが必要であった。	学校が転入・転校前の情報等を得る場合は慎重な議論が必要であり、学校の対応のあり方を検証するには、学校規模や教員構成等の学校に関する情報が重要である。
7	青柳他(2013a)	小学校養護教諭が行う児童虐待対応における家族支援の現状と課題を明らかにする。	C県内の公立小学校に勤務する養護教諭11名	半構成的面接	養護教諭が行った家族支援の内容として、【家族の援助ニーズを明確にする】【家族への支援内容を評価する】【支援の方針を立てる】【他職種・関係機関と連携して支援する】【介入の緊急性・優先度を把握する】【保護者との信頼関係を築く】の9つのカテゴリーが抽出された。	家族支援ためには、校内外関係機関との連携の推進、予防的な視点での家族支援、家族支援を含む対応について指針等の見直しや家族支援を取り込んだ研修プログラム内容の検討が課題である。
8	青柳・阿久澤・下山・佐光(2013b)	小学校の児童虐待に関する校内組織体制の調査し、児童虐待の経験との関連、校外機関との連携を明らかにし、今後の小学校養護教諭が行う児童虐待対応の在り方について検討する。	A県内の全公立小学校(344校)に勤務する全養護教諭	記述式質問紙調査	児童虐待に関する校内組織体制の設置の有無が、児童虐待の早期発見に影響を与えていることや、校外機関と連携の課題に「児童虐待の確認がもてない」、「相談又は通告後が不安」などの児童虐待の対応や知識や情報の不足があった。	児童虐待の早期発見のために、校内組織体制の確立のための課題の明確化や、関係職種や校外機関の役割の共通理解の推進、具体的な連携を図ることの有効性の検討の必要がある。
9	青柳・阿久澤・小此木・鹿間・佐光(2014)	養護教諭の児童虐待対応における家族支援に対する役割認識と今後学校における児童虐待対応の家族支援の在り方について検討する。	A県内の公立小学校に勤務する11名の養護教諭	半構成的面接	養護教諭の児童虐待対応における家族支援の役割認識は、【防止教育の充実を図る】【相談しやすい環境を整える】等の6つのカテゴリーで抽出され、小学校の養護教諭は虐待予防から早期発見と保護者の負担が軽減するような子育て支援を含む継続的な対応の役割を認識していた。	養護教諭の家族支援ためには、養護教諭の学校等の取組をサポートする地域や社会の支援体制の構築や研修体制の充実が課題である。

Table 1 児童虐待における学校の対応の研究 (続き)

NO	実施者	目的	対象者	実施方法	明らかになったこと	今後の課題
10	牧野・巽・大塚 (2015)	小学校教諭のネグレクト家庭の不登校児童に対する支援の経験を明らかにする。	A県A市でネグレクト家庭の不登校児童への支援を行った経験のある小学校教諭13名(男性4名、女性9名)	半構成的面接	小学校教諭のネグレクト家庭の不登校児童の支援経験として「児童にとって学校が楽しみとなる工夫」「担任を中心とした学校全体および地域支援者の共同体による支援」「保護者の養育力を強化するかわかり」等の7つのコアカテゴリーが抽出された。	小学校教諭は、学校の業務の範囲を超え支援しているもの、ネグレクト家庭の保護者の特性や二次的な児童の問題への対応に苦慮し、学校内外の支援が必要である。
11	青柳他 (2015)	養護教諭が児童虐待対応における保護者との関わりで認識していた困難感の具体的な内容を明らかにし、今後の困難感を改善するための支援について検討する。	A県内の公立小学校に勤務する養護教諭11名	半構成的面接	養護教諭が児童虐待対応における保護者との関わりで認識していた困難感として【介入することの困難さ】、【保護者を支え続けることの困難さ】、【養護教諭としての役割を遂行することの困難さ】の3つのコアカテゴリーが抽出された。	校内の組織体制の整備、養護教諭を対象とした保護者対応マニュアルの作成、保護者対応のスキル獲得や養護教諭の専門性を高めることを目指した事例検討会や研修会の設定が必要である。
12	李・安達 (2015)	小学校教員の児童虐待に関する認識や対応などの現状を把握し、児童虐待防止等のために必要なことを検討する。	岡山県内の小学校7校の教員	記述式質問紙調査	ほとんどの教員は児童虐待の早期発見・通告義務を認知し、被害児童の発見経験がある教員は7割以上で多様な方法で対応していた。8割以上が児童虐待に関する教育を受け、児童虐待関連の知識や学習経験、遭遇経験がある教員は、虐待判断認識が高く通告意識が高かった。	教員が児童虐待防止等に適切な対応をするためには、継続的な学習機会の提供により的確な知識を持つとともに、学校内外のネットワークの整備、関係者間の共通認識と情報の共有が必要である。
13	中村 (2009)	児童虐待に対応する学校および教員を支援することを目的に教員から提供された虐待対応の実態と課題を明らかにし、それらに関わる支援内容を検討する。	虐待を受けた子どもの対応経験がある中学校の教員の(時系列)記録	資料分析	学校における虐待対応は①虐待の発見、②虐待の進行過程と教員の認識、③児童相談所との関係、④家族援助の必要性を整理でき、成果を上げていた。しかし、教員から親への支援の責任や範囲は明確でなく、発見や通告をにおいて教員と親の間に課題が生じていた。	こうした教育現場の課題を学校だけの問題とせず、児童相談所等の関係機関全体の協働が必要である。
14	青柳・阿久澤 (2017a)	市区町村及び児童相談所の職員と養護教諭が連携をした内容と要保護児童対策地域協議会への養護教諭の参加状況等を明らかにし、今後校外関係機関等と学校の連携・協働を推進するための養護教諭の役割を検討する。	151か所の市区町村役場に勤務し、児童虐待対応に携わっている職員(児童福祉司、社会福祉士、保健師等)200名	記述式質問紙調査	市区町村及び児童相談所の職員が養護教諭と連携した内容は、【養護教諭に被害児童のケアや支援を依頼する】、【子どもや家庭に関する情報を共有する】、【通告のあったケースの子どもの安全確認の協力を依頼する】など7つのカテゴリーされた。要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議への養護教諭の参加状況は、7割を上回る個別ケース会議に養護教諭が参加していた。	校外関係機関やその専門職と学校の連携・協働を推進するためには、関係者が連携する機関や専門職に対して理解を深めたり、それぞれの役割を自覚し実践化したりできるように、研修や啓発の充実を図る必要がある。
15	青柳、阿久澤、笠巻、鹿間、佐光 (2017b)	児童相談所及び市区町村の職員が、学校と連携している実態と連携を図った際の困難感について明らかにし、校外関係機関やその専門職との連携・協働を推進するための課題を検討する。	151か所の市区町村役場に勤務し、児童虐待対応に携わっている職員(児童福祉司、社会福祉士、保健師等)200名	記述式質問紙調査	虐待対応に携わる児童相談所及び市区町村の職員が、学校と連携する際に苦慮していることとして【連携に対する学校の戸惑い】【連携に対する学校の積極性の欠如】【学校間の虐待対応能力や意識の相違】【複雑な事例の増加】等7つのカテゴリーが抽出された。	要保護児童対策協議会の活用、校外関係機関の専門職のマンパワーの確保、研修の成果を評価し、学校と関係機関合同の研修会や情報交換会を推進する必要がある。
16	奥村 (2018)	ネグレクト児に対する支援の実態を小学校(教員)が必要とするスクールソーシャルワーカーの専門的役割について考察する。	A市内の公立小学校(145校)に勤務する教員(5,759名)	記述式質問紙調査	ネグレクト児童および家族の実態、さらに小学校で行われているネグレクト児童の支援の実施状況等について、特に学級担任と管理職・その他の教員間において認識や対応に相違がある項目が複数存在することが明らかとなった。	ネグレクト児童のスクリーニングとアウトリーチの併用、ケースマネジメント、校外協働に向けたスクールソーシャルワーカーの役割を強化が重要である。
17	高谷(2018)	学校の組織的判断により教職員個人の通告が妨げられるということから、防止法の趣旨と学校現場との間の乖離の原因を明らかにする。	青少年問題に関する特別委員会の会議録及び行政機関作成の資料	資料分析	審議からは、通告義務の主体は児童福祉法の第25条を前提として、すべての国民一般を指し、手引き資料からは、「学校の総意」を条件として「管理職等関係者」による通告を求めている。	組織的に通告をするという共通認識から、教職員個人が通告の主体であるという認識が薄れてしまうという可能性がある。
18	新田・吉村 (2019)	児童虐待を受けている児童生徒への対応と課題について、明らかにする。	千葉県L市の中学校全教員838名	記述式質問紙調査	教員の4分の3以上の教職員が、被害児童を認知しその対応に当たり、学校が被害児童をサポートするうえできわめて重要な役割を担う機関となっていることを明らかにした。一方で、若手教員は被害児童に遭遇した際の適切な対応の課題があった。	実践的な研修や諸機関との連携が必要である。今後、学校現場で被害児童をサポートを検討する必要がある。

連携体制の拡充が明らかになった。

②教員の児童虐待に対する認識

通告義務に対する認知について、福岡他(2007)の平成11年と平成16年との比較では、76.3%から93.2%と高くなり、そして、西原・原田・山口・張(2008)の平成19年の調査では早期発見努力義務の認知が91.0%、李・安達(2015)の平成26年の調査になると、ほとんどの教員は児童虐待の早期発見努力義務及び通告義務を認知していた。

さらに、虐待発見の際の連携先については、福岡他(2007)の平成11年と平成16年との比較では、通告先を両方知っていたのは39.0%から53.4%に、児童相談所のみは28.8%から35.2%に増え、田中・長友・藤田・横山(2007)の平成17年の調査では、教員の約7割が連携先を認知し、李・安達(2015)の平成26年の調査ではほとんどの教員は、認知していたとの結果であった。

また、通告に対する考えは、福岡他(2007)は、平成11年との比較では、通告する者が71.2%から80.7%に増えたとしている。

論文の中で一番新しい新田・吉村(2019)の平成30年の調査では、児童虐待の種類について99%の教員は認識があるとしている。

児童虐待に対する認識は、多くの教員に浸透していることが明らかになった。

③児童虐待対応を経験した教員の割合

田中他(2007)の平成17年の調査では全く児童虐待対応の経験の無い教員が62%とし、岩崎・子安・伊藤(2007)の平成17年の調査でも対応の経験した教員の割合は41.8%で、児童虐待対応は3人に1人以上の教員が経験していることが明らかとなった。さらに、西原他(2008)の平成19年の調査では、小学校が41.0%で最も多く、以下保育所35.0%、中学校28.4%、幼稚園22.2%であった。李・安達(2015)の平成26年の調査になると、被虐待児童への対応経験がある教員は7割以上になり、新田・吉村(2019)の平成30年の調査では75.6%の教職員が、何らかの形で対応に当たっていたことが明らかとなった。ここ10年の経過をみて、児童虐待対応

を経験した教員の割合が増加していることがわかる。

(2) 学校における児童虐待の対応の現状

①学校の「通告」の問題

初期の児童虐待防止法では、学校は児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めることを明文化されていた。つまり、学校は、校長のリーダーシップの下、全教職員が一致協力し、教職員一人一人が自覚と責任感を持って、日頃から児童虐待の早期発見に務める役割があるとしている。

さらに、児童虐待防止法には教職員は児童虐待の早期発見に努める義務(第5条)とともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には通告する義務(第6条)があり、(1)②で述べたように、教員の中に児童虐待防止法における教員の義務が浸透してきたことが伺える。

しかしながら、知識として普及されているものの、岩崎他(2007)の平成17年の調査によると、虐待事例を実際に経験した教員53人のうち他の関係機関に連絡または通告した教員は21人であり、虐待の発見が必ずしも関係機関への連絡・通告、さらに連携・協力にはいたっていないことを明らかにした。

また、西原他(2008)の平成19年の調査では、95%が通告に積極的と回答したが、半数以上が通告するための要件を設定し「虐待の確証がある場合」87.3%で、「重篤な虐待が認められる場合」87.0%、「所属長の了解がある場合」81.0%、「子どもの了解が得られる場合」21.5%、「保護者の了解が得られる場合」18.7%となった。

ところで、高谷(2018)は、学校の組織的判断により教職員個人の通告が妨げられるとし、児童虐待防止法の審議からは、通告義務の主体は、すべての国民一般を指し、手引き資料からは、「学校の総意」を条件として「管理職等関係者」による通告を求めていることを明らかにし、組織的に通告するという共通認識から、教員が通告の主体であるという認識が薄れてしまうと警告している。

また、青柳・阿久澤・下山・佐光(2013b)は通告の妨げの原因として、児童虐待の対応や校

外機関に関する知識や情報の不足をあげ、西原他（2008）は、教員に対して、通告は支援のきっかけという認識の普及、通告に関わる法律の周知、虐待の具体例と子どもへの影響の周知することの必要性を述べた。さらに、青柳他（2013b）は児童虐待に関する校内組織体制の設置の有無が、児童虐待の早期発見に影響を与えていることを明らかにした。

つまり、児童虐待の問題に対する教員の意識を高めるための施策が必要であり（新田・吉村，2019）、通告を個人的判断から組織的判断に委ねる校内組織体制が重要である（西原他，2008）。

②教員間の児童虐待に関する認識の差

田中他（2007）は、虐待の判断に影響する要因は、性別、被虐待児の担任経験が大きく、さらに子どもに関することや虐待に関する知識の有無が大きく関係しているとしている。同様に、李・安達（2015）も被虐待児童と遭遇経験がある教員、児童虐待に関する知識や学習経験のある教員は、虐待判断認識が高く、通告意思が高いことを述べている。

新田・吉村（2019）は、「若手教員」は「ベテラン教員」と比較して、通告の判断の経験どころか通告を判断する経験自体が少ないことを述べている。

奥村（2018）は、ネグレクト児童の対応において「管理職」「学級担任」「その他の教員」とで認識の違いがあることを述べている。

教員の職位や立場、性別、被虐待児対応の経験、児童虐待に関する知識や学習経験など様々な要因で、教員間に差がでていることが推測できる。

③学校だけのネグレクト児の支援の限界

ネグレクトは、不登校をはじめとするさまざまな教育問題にも密接に関連することが指摘されており（奥村，2018）、面前DVが児童虐待相談件数に加わる前の平成27年度までは、学校と身近なネグレクトは、学校から相談の多く市町村の対応件数の中で一番多かった。

そして、ネグレクト問題への対応は学校現場においても極めて重要である。奥村（2018）は、「学級担任」は「管理職」「その他の教員」と比

べて、ネグレクト児童への校内での連携体制やケース会議の実施等の学校の対応に認識の違いがあることを明らかにした。そして、学級担任は主として集団（学級）への対応が中心的役割となるため、ネグレクト児童の支援では個別的な関わりが難しい状況であり、直接的に関与する機会は限定的であると指摘している。

しかし、ネグレクト児に対する支援は、児へのかかわりを支援するだけでは問題の解決にならず、パーソナリティの問題や精神疾患など保護者も存在し、保護者への支援も必要となる。実際に、小学校ではネグレクト児童の支援が多く、教員は保護者との関わりに苦慮している（音・谷本，2009；奥村，2018；青柳・阿久澤・金泉・松崎・下山・佐光，2015）。

牧野・巽・大塚（2012）は、ネグレクト児童への小学校教員の不登校支援として「児童にとって学校が楽しみとなる工夫」「担任を中心とした学校全体および地域支援者の共同体による支援」「保護者の養育力を強化するかかわり」という3つあげ、「顕在化する児童の問題への対応困難」「タイムリーな支援ができない困難」「学校の機能として親にかかわることの限界」という支援の困難さをあげている。さらに支援を促進するため「保護者への強力な介入が可能な権限や仕組み」を課題としてあげている。教員はネグレクト家庭の保護者の特性や二次的な児童の問題への対応に苦慮し、学校内外の支援を求めていることが明らかになった。

つまり、ネグレクトは保護者の精神疾患、生育歴など個人的要因だけでなく、失業や貧困など社会的問題や夫婦不和などの家族的問題、多くの要因で発生していることにも起因していることが考えられ（牧野他，2012）、学校内だけでは解決できない複合的な問題を抱えているのである。不登校、いじめ、非行等の教育問題も複雑多様化していくなかにおいて教員の負担は増すばかりであり、関係機関との連携を教員だけで対応していくことは困難であり、学校現場は他の専門分野と同様に多職種協働のチーム体制の構築が求められている（奥村，2018）。

④養護教諭による児童虐待の対応の役割意識と

対応

(1) ③で述べたように、平成17年の田中他(2007)や岩崎他(2007)の調査では、対応の経験した教員の割合は4割であった。一方、音・谷本(2009)の平成16年の調査では、養護教諭は児童虐待と関わった経験がある人は約5割、虐待を疑った経験がある人は約7割としている。さらに、ほとんどの養護教諭は児童虐待に高い関心を持ち、小学校に勤務する養護教諭が虐待を疑った時は、「保健室来室時」(76.5%)が最も多く、保健室の来室で身体的な外傷(66.4%)や表情・行動(53.8%)等から虐待を疑い、対応していたことを明らかにしている。

養護教諭は児童虐待の対応の役割として、「虐待を早期に発見する役割」、「児童虐待予防から子育て支援を含む継続的な支援をする役割」、「養護教諭は虐待を予防する視点を持って校内外でのチーム的連携を組み、継続的に支援する役割」があると認識していた(青柳他, 2013a; 青柳・阿久澤・小此木・鹿間・佐光, 2014)

青柳他(2013a)は養護教諭の家族支援において、9つの支援プロセスを明らかにし、養護教諭の家族支援の役割認識として、児童虐待の未然防止や、早期発見・早期介入の対応、児童虐待の迅速・的確な対応の6つ対応を明らかにした(青柳他, 2014)。

これらから、学校現場では養護教諭による児童虐待の対応の機会が多く、児童虐待の対応の役割意識も高いことが示された。

しかしながら、養護教諭の家族支援において、介入や保護者を支え続けること、養護教諭としての役割を遂行することの3つの困難さも明らかになっている(青柳他, 2015)。

また、青柳・阿久澤(2017a)は市区町村及び児童相談所の職員への調査で、養護教諭が虐待対応の連携体制の一員として活用されているとは言えないのが現状を指摘している。

(3) 学校における児童虐待対応のための課題

学校で児童虐待防止を促進する課題としてあげられていることとして、①学校内の組織体制の整備、②関連機関との協働体制の促進、③知識の習得、意欲向上のため研修の実施、の3つ

をあげることができる。

①学校内の組織体制の整備

羽間・保坂・小木曾・小野寺(2012)は4例の学齢期児童虐待死亡事例検証から、学校の対応の問題の背景要因として、学校は転入・転校の前あるいはその間の情報を得る必要があること、接触困難な長期欠席児童生徒の事例では、緊急介入が必要であることを明らかにした。

この対応は、教員個人としてではなく学校全体のリスクアセスメントとしてとらえなければならないことである。

教員が児童虐待防止等に適切な対応をするためには、学校内の組織体制の整備が必要である(青柳他, 2013a, 2015; 李・安達, 2015; 新田・吉村: 2019)

②関連機関との協働体制の促進

教員が児童虐待防止等に適切な対応をするためには、関係者間の共通認識と情報の共有などが必要であり、関連機関との協働体制の促進が期待される(音・谷本, 2009; 青柳他, 2013b; 李・安達, 2015; 青柳・阿久澤, 2017a; 新田・吉村, 2019)。

さらに教育現場の課題を学校だけの問題とせず、児童相談所等の関係機関全体の協働が必要である。(中村, 2015)

③知識の習得、意欲向上のため研修の実施

虐待に関する研修や大学での虐待の学習の経験は虐待の判断や対応に有効であることは明らかになった(田中他, 2007; 李・安達, 2015)

教員からは研修を望む声も多く、教員が児童虐待防止等に適切な対応をするためには、教職員全体に行き渡り継続的に学習の機会が得られるように研修システムの構築、基本的な法制度の優先というが喫緊の課題である(福岡他, 2007; 西原他, 2008; 音・谷本, 2009; 青柳他, 2014; 新田・吉村, 2019)。

さらに、研修の内容は、発見と対応などの基本的な知識(福岡, 2007)、基本的な法制度(西原他, 2008)の基本的な研修と、実際の被虐待児や保護者への対応などの実践的な研修(青柳他, 2015; 新田・吉村, 2019)など、教員のレベルや役割に応じた研修内容の設定が必要であ

る。

また、その他の教育の方法はとして、事例検討会や対応マニュアルの作成などがあげられた(福岡他, 2007; 青柳他, 2015)。

考 察

問題で述べたように、わが国の児童虐待防止法はたびたび改正し推進されてきた。2016年の改正では、「学校は児童虐待の早期発見だけでなく、発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に努めるものとする」と明記された。

本研究では、2 研究結果の整理(1)で述べたように、児童虐待における社会や制度の変化に伴いながら、学校現場はそれに合わせ変化し、対応の拡充を図ってきたことが明らかになった。学校では児童虐待は重要な案件となり、早期発見・通告の義務は浸透してきたといえる。これからの学校の求められる役割は「早期発見」はもちろんのこと、「発生予防や児童虐待発生時の迅速・的確な対応」へと次のステージではないかと考える。

それでは、具体的に学校が児童虐待に対して円滑に対応できるために、今後のどのような研究が必要なのか、今回の結果を踏まえて、今後の研究の方向性として、次の3つが示された。

まず、「予防的視点を組み入れた学校における対応の研究」と「保護者の支援の在り方の研究」である。次に、学校が委縮せずに虐待対応ができるよう、「地域・社会の学校に対する応援と協力的な地域づくりの研究」が必要ではないかと考えた。

現在、子どもの時期に被虐待・ネグレクト経験のある青少年たちの社会適応困難が深刻化し(友田, 2016)、さらに、虐待親になる比率が高いという世代間連鎖の問題が指摘されている(木本, 岡本, 2007)。児童虐待の深刻な問題は、ただ単に子どもの期間の問題だけでなく、世代間連鎖という悪循環をしていくという点にある。その一方で、虐待の連鎖無くすためには、子どもの時期に親以外の大人から暖かい情緒的サポートが得られることが大きく関与していること

が示唆されている(木本・岡本, 2007)。

身近な教員は、被虐待児に暖かい情緒的サポートを与える役割を担える存在であり、さらに他の情緒的交流をつなぐ役割ともなり得る。世代間連鎖を無くすという意味でも、学校・教員は予防的な役割を果たすといえる。

中村(2015)は、学校は子どもがその一日の大部分を過ごす場所であり、子どもの教育を担っている教員は日常的に子どもと接することができるという特徴を持つことから、虐待対応において成果を上げることができると述べている。養護教諭は予防的視点でのかわりの重要性を強調していた(青柳他, 2013a)。学校の現在の対応が将来につながっていくということを認識し、予防的視点を組み入れた学校における対応が重要である。

現在、ネグレクトなど家庭にいて通学する子どもが増える中、教員は早期発見だけで終わるのではなく、発生予防と被虐待児に対する対応が急務である。しかしながら、2 研究結果の整理(2)で述べたように、学校の「通告」の問題、教員間の児童虐待に関する認識の差、学校だけのネグレクト児の支援の限界など、問題が山積みである。

冒頭にあげた野田市の死亡事例も、学校の保護者への対応が問題視されている。教員は保護者への対応についての戸惑いがあり(音・谷本, 2009; 奥村, 2018)、西原他(2008)は、児童虐待の対応で苦慮することは、「虐待している保護者への対応」であることを明らかにし、牧野他(2012)や青柳他(2015)は、教員は家族支援の重要性を理解しつつも、家庭の中に入っていくことや保護者を支え続けることの困難さを感じていることを明らかにした。

本来、保護者との信頼関係は教育を行う上で重要である。家庭の問題に踏み込む必要が生じる虐待への対応は、保護者との信頼関係を壊す可能性もあり、教員にとっては非常に強い緊張を強いられ、同時に教員として、家庭に踏み込む迷いがある(田中他, 2007)ことは否めない。

その一方で、多くの養護教諭は、保護者への支援の必要性を強調している(青柳他, 2013a; ；

青柳他, 2014)。中村 (2015) は、教員は保護者に対して働きかけをすることができるという特徴を持つことから、虐待対応において成果を上げることができるかと述べている。実際に教員たちは保護者への対応の実践的な知識の望んでいることから (青柳他, 2015; 新田・吉村, 2019)、今後、保護者への支援の在り方は今後ますます重要な問題になり、研究として意義は大きいと考える。

一方、牧野他 (2012) によれば、児童虐待は保護者の精神疾患、生育歴など個人的要因だけでなく、失業や貧困など社会的問題や夫婦不和などの家族的問題、多くの要因で発生していることにも起因していることが指摘されている。専門家の指導を仰ぐことや社会制度の紹介など社会福祉関係職種の協力も有効である (奥村, 2018)。また、文部科学省 (2019d)「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」によれば、学校に対して保護者から威圧的な要求や暴力の行使等については警察などの関係機関や弁護士等の専門家と情報共有・連携を図っていくことが重要であるとしている。

2 研究結果の整理 (3) で述べたように、学校における児童虐待対応のための課題として、学校内の組織体制の整備、関連機関との協働体制の促進、知識の習得、意欲向上のため研修の実施が明らかになった。今後は、重要な役割を担う学校および教員が疲弊しないよう、さらに、学校が円滑に児童虐待対応できるための具体的な方策として、連携体制の構築と研修について検討していくことは必要なことである。特に地域・社会の学校に対する応援と協力的な地域づくりは、大きなテーマであり研究的に取り組む意義は大きいと考える。

まずは、今回明らかになった課題は、今後の取り組みとして、骨格をなすものであると考える。その充実な取り組みにより、学校が力を十分に発揮することにつながるのではないかと。

引用文献

青柳 千春・阿久澤 智恵子 (2017a). 児童虐待

対応における校外関係機関と養護教諭との連携の現状——校外関係機関の職員への質問紙調査から—— 高崎健康福祉大学紀要 (1347-2259), 16, 39-48.

青柳 千春・阿久澤 智恵子・金泉 志保美・松崎 奈々子・下山 京子・佐光 恵子 (2015). 児童虐待疑い事例の保護者対応における養護教諭の困難感の検討 小児保健研究 (0037-4113), 74, 366-374.

青柳 千春・阿久澤 智恵子・笠巻 純一・鹿間 久美子・佐光 恵子 (2017b). 児童虐待対応における学校と関係機関との連携の現状と課題——児童相談所及び市区町村の担当職員への質問紙調査から—— 学校保健研究 (0386-9598), 59, 97-106.

青柳 千春・阿久澤 智恵子・小此木 久美子・鹿間 久美子・佐光 恵子 (2014). 児童虐待対応における家族支援に関する小学校養護教諭の役割認識 桐生大学紀要 (2186-4748), 25, 15-22.

青柳 千春・阿久澤 智恵子・下山 京子・佐光 恵子 (2013b). 小学校養護教諭が行う児童虐待対応に校内組織体制が与える影響 桐生大学紀要 (2186-4748), 24, 25-32.

青柳 千春・佐光 恵子・阿久澤 智恵子・岩井 法子・田村 恭子・丸山 幸恵・中村 千景 (2013a). 小学校養護教諭が行う児童虐待対応における家族支援の現状と課題——養護教諭へのインタビュー調査から—— 学校保健研究 (0386-9598), 55 巻 1 号, 53-60.

福岡 淑子・郷間 英世・戸松 玲子・稲垣 由子 (2007). 保護者から不適切な養育(虐待)を受けている学齢児童に関する研究 (第2報) 兵庫県小学校における教諭の虐待認識と対応システム 小児保健研究 (0037-4113), 66, 545-550.

羽間 京子・保坂 亨・小木曾 宏・小野寺 芳真 (2012). 学齢期児童虐待事例検証の再検討——死亡事例について—— 千葉大学教育学部研究紀要, 60, 133-42.

岩崎 清・子安 裕佳里・伊藤 則博 (2007). 児童虐待問題に対する教員の意識と対応の実態

- 北海道教育大学紀要教育科学編, 57, 17-30.
- 木本 美際・岡本 祐子 (2007). 母親の被養育経験が子どもへの養育態度に及ぼす影響 広島大学心理学研究, 7, 207-25.
- 厚生労働省 (2019). 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」(府共第 98 号, 子発 0626 第1号, 令和元年 6 月 26 日)https://www.mhlw.go.jp/content/01kaisei_tsuuchi.pdf(2020 年 2 年 1 日)
- 厚生労働省 (2020). 「平成 30 年度福祉行政報告例の概況(令和 2 年 1 月 30 日)」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/18/index.html>(2020 年 2 年 23 日)
- 牧野 忍・巽 あさみ・大塚 敏子 (2015). ネグレクト家庭の不登校児童に関する小学校教諭の支援の経験 日本地域看護学会誌(1346-9657), 17, 60-69.
- 文部科学省 (2000). 「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について(児発第 875 号 平成 12 年 11 月 20 日)https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309988.htm(2020 年 2 年 1 日)
- 文部科学省 (2004a). 「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について(通知)」(15 初児生第 18 号 平成 16 年 1 月 30 日)https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/045.htm(2020 年 2 年 1 日)
- 文部科学省 (2004b). 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について(通知)」(文科生第 313 号 平成 16 年 8 月 13 日)https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/046.htm(2020 年 2 年 1 日)
- 文部科学省 (2010). 児童虐待の防止等のための学校, 教育委員会等の的確な対応について(通知)」(21 文科初第 777 号 平成 22 年 3 月 24 日)https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1310049.htm(2020 年 2 年 1 日)
- 文部科学省 (2019a). 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(府子本第 189 号, 30 文科初第 1616 号, 子発 0228 第 2 号, 障発 0228 第 2 号 平成 31 年 2 月 28 日)https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414499.htm(2020 年 2 年 1 日)
- 文部科学省 (2019b). 「学校, 保育所, 認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(府子本第 190 号, 30 文科初第 1618 号, 子発 0228 第 3 号, 障発 0228 第 3 号 平成 31 年 2 月 28 日)https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1410619.htm(2020 年 2 年 1 日)
- 文部科学省 (2019c). 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議<https://www.mhlw.go.jp/content/000496811.pdf>(2020 年 2 年 1 日)
- 文部科学省 (2019d). 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」文部科学省初等中等教育局 令和元年 5 月 9 日 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm(2020 年 2 年 1 日)
- 中村 直樹 (2015). 学校における児童虐待の対応と課題——教員の虐待対応事例の分析を通して—— 北海道教育大学紀要, 人文科学・社会科学編, 66, 1-11.
- 西原 尚之・原田 直樹・山口 のり子・張 世哲 (2008). 子ども虐待防止にむけた保育所, 学校等の役割と課題 福岡県立大学人間社会学部紀要, 17, 45-58. 2008.
- 新田 司・吉村 真理子 (2019). 学校現場における児童虐待への対応と課題について 千葉敬愛短期大学紀要, 41, 39-46.
- 音 美千子, 谷本 千恵 (2009). 養護教諭の児童虐待に対する意識と経験——児童虐待の早期発見・介入に向けて—— 石川看護雑誌 (1349-0664), 6, 77-83.
- 李 環媛・安達 由貴 (2015). 小学校教員における児童虐待に関する認識と対応 岡山大学

- 大学院教育学研究科研究集録, 159, 61-9.
- 高谷 昌樹 (2018). 学校及び教職員の児童虐待
対応における通告義務の主体——防止法の
審議過程の議論と手引き資料を手掛かりに——
筑波大学教育学系論集, 43, 55-66.
- 田中 陽子・長友 真実・藤田 由美子・横山 裕 (2
007). 児童虐待に対する教師の意識に関する
調査研究(3) 中学校教師の児童虐待判断
指標と教師ストレスの関係 九州保健福祉大学
研究紀要(1345-5451), 8, 23-33.
- 友田 明 (2016). 子育て困難を支援する“愛着
障害の診断法と治療薬”の開発——発達障害
や愛着障害の脳科学的研究—— 薬学雑誌,
136, 711-714.

A Review of Studies on School Responses to Prevent Child Abuse

Sadako ICHIKAWA

Ichiko SHOJI

The purpose of this study is to review the previous researches of responses and prevention on child abuse in schools, clarify the present problems and tasks and explore directions for schools to respond smoothly. Using Japana Centra Revuo Medicina Web Ver5 and the National Institute of Informatics (CiNii), we extracted studies on child abuse responses and prevention in schools. From these, we analyzed the current state and issues of school response to child abuse. Based on the analysis of these studies, three current state, "school changes due to social and institutional changes related to child abuse," "actual response to child abuse in schools," and "school challenges" have been clarified. Three directions were suggested to ensure a smooth responses and prevent child abuse in schools, "Consideration of support methods for parents," "Considerations of measures to take preventive perspective," "Local support for schools in the community and community development."